

メディアリリース

2010 年 5 月 25 日、マドリッド

IOSCO による国際的な監督協力をに係る原則の公表について

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、専門委員会下の監督協力タスクフォースによって作成された「国際的な監督協力をに係る原則」を公表した。

これらの原則には、報告書及び覚書（MOU）のサンプルが添付されており、証券監督者が、国際的に活動する投資助言業者、アセットマネジャー、ヘッジファンド、信用格付機関、取引所及び清算機関等の金融サービス事業者をより効果的に監督するために、どのように国際的な協力関係を更に構築・維持できるかについて提示している。

これらの原則の目的は、監督者が規制上の課題に適した協力の形態を決定することを助け、過去の経験に基づき、監督者が監督協力の取極めをする際に合意しておくべき重要な問題について概説することである。

タスクフォースの共同議長である、専門委員会議長のキャサリン・ケーシー女史及びフランス金融市場庁長官のジャン・ピエール・ジュイエ氏は次のように述べている。

「監督協力には、法執行目的以外の日々の監督情報の情報交換が含まれる。金融機関やその他市場参加者が国際的に活動する中、金融監督者は、海外の当局が取得した情報を共有することにより、各監督者にとって潜在的に困難な傾向を認識したり、共通の懸念を明らかにしたり、国際的に活躍する規制事業体をもたらすリスク因子を評価するための監督者の能力改善の助けとなる、といった利点を享受できる。」

「IOSCO は、マルチ覚書（MMOU）を通じた証券に係る法執行のためのより良い協力基準の促進の前線に立っている。当該報告書は、G20 の勧告を踏まえ、法執行問題以外の情報交換の取極めの改善や合同検査の実施といった、より良い監督協力の枠組みを提示している。」

「我々は、当該報告書が、IOSCO メンバー当局が、国際的に活動する投資助言業

者、信用格付機関、取引所運営者及び清算機関のような事業者の監督の改善の助けとなるものと期待する。」

監督協力に係る原則

監督協力に係る IOSCO 原則は、監督協力成功のための 3 つの要素に焦点を当てている。

1. 一般原則 — 協力の実用性や、監督者が共有すべき情報及び行うべき協議の種類について説明
2. 協力のメカニズムに関する原則 — 覚書の機能、監督カレッジ、規制のネットワーク等
3. 協力の方法に関する原則 — 例えば監督協力の覚書の策定の基本原則等

証券監督者間の監督協力促進に係る報告書

当該報告書は、様々な種類の規制事業体及び当該事業体の業務の国際化について分析し、国際的に活動する事業体の監督の改善のため、監督者間の国際的な協力の強化を提案している。

当該報告書は、特に、監督協力の強化が必要な 2 つの事例を挙げている。

- ・ 第一に、一つの国・地域で活動する規制事業体で、関連会社を別の国・地域に有する場合。海外関連会社の活動によって、国内の事業体に重大な影響を与え得るため、監督者は海外の当局の助力が必要となる。
- ・ 第二に、複数の国・地域でサービスを提供する規制事業体であり、したがって、複数の規制によって規制対象となる場合。この場合、規制の相反を避け、監督者の労力の重複を最小限にするために協力が必要となる。

当該報告書は、アドホックな協議、覚書、監督カレッジ、規制のネットワークを含む、証券監督者の強力な監督協力の促進に寄与する、様々な種類のメカニズムについて記載している。さらに、当該報告書は、監督者が、国内及び世界市場に対するリスクを検討し、評価するためのネットワークを構築するため、監督協力の概念を拡大させることを提案している。事業体に特化した監督にのみ注視するのではなく、当該報告書は、監督者が発生し得るリスクを共同で確認、評価、軽減するための機会を模索し、そして世界規模で対応及び評価することを示唆している。

監督協力が効果的に実施される前に、これらの努力の妨げになる障害について検討し、可能であれば取り除かなければならない。当該報告書は、監督協力を

より効果的に実施するために、監督者が知っておくべきいくつかの既存の障害について強調している。

これらの障害は、法的及び組織的な障害を含む。このような障害を認識することによって、協力を限定する要件の法的又は規制上の変更に努めるに際し、監督者はいくつかの危険を避けるための協力の取極めを策定することができる。

サンプルの注釈付覚書

当該報告書には注釈付覚書が付随している。タスクフォース・メンバーは、サンプル覚書が、IOSCO 会員が原則の実践によって（特に、協力の方法、プロセス、条項に関する原則が）二国間の監督取極めを策定する際の一助になると考えている。サンプル覚書は、監督協力の取極めに効果的な条項や問題点について記載しており、そのような取極めを実践に移すときに生ずる規制上及び法的な問題について、他の当局が取り組むいくつかの方法を説明している。基本的に、取極めのあらゆる条項は、当局間で決定されるべきで、双方の法的及び規制上の状況及び要求を反映させる必要があるだろう。

（以 上）